

第3号議案

公益社団法人柏崎法人会常勤役員就業規則及び職員就業規則の一部改正 について

公益社団法人柏崎法人会常勤役員就業規則の一部について、下記のとおり改正する。

改定前(現行)	改定後
公益社団法人柏崎法人会常勤役員就業規則 (勤務時間および休憩時間) 第11条 常勤役員の勤務時間は次のとおりとする。 (1) <u>勤務時間</u> 始業 午前9時 終業 午後5時 (2) 休憩時間 正午より午後1時まで	公益社団法人柏崎法人会常勤役員就業規則 (勤務時間 及び 休憩時間) 第11条 常勤役員の勤務時間は次のとおりとする。 (1) 勤務時間 始業 午前9時 終業 午後4時 (2) 休憩時間 正午より午後1時まで

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公益社団法人柏崎法人会職員就業規則の一部について、下記のとおり改正する。

改定前(現行)	改定後
公益社団法人柏崎法人会職員就業規則 (勤務時間および休憩時間) 第8条 職員の勤務時間は次のとおりとする。 (1) <u>勤務時間</u> 始業 午前9時 終業 午後5時 (2) 休憩時間 正午より午後1時まで	公益社団法人柏崎法人会職員就業規則 (勤務時間 及び 休憩時間) 第8条 職員の勤務時間は次のとおりとする。 (1) 勤務時間 始業 午前9時 終業 午後4時 (2) 休憩時間 正午より午後1時まで

この規則は、令和8年4月1日から施行する。